

## 福祉支援における当事者コミュニティの主体形成を考える

## —DPI 女性障害者ネットワークと下位の対抗的な公共圏—

関西大学 加納恵子 (735)

[キーワード] 障害女性、主体形成、下位の対抗的な公共圏

## 1. 研究目的

国連の「障害者権利条約」(2006)には、人権侵害の酷いハイリスク集団として「障害のある女性」を明示した第6条がある。わが国は、条約批准に向けて通称「障害者差別解消法」(2013)を整備したが、参議院の附帯事項に「複合的な差別の認識」が記述されるにとどまった。

付帯事項といえども明示された意味は大きく政策形成過程のポリティクスは興味深い(加納2013、2014a)。報告者は、これまで自身も所属するDPI女性障害者ネットワーク(以下DPI女性ネット)の活動を素材に「複合差別と福祉支援」の研究を続けてきた(参考文献参照)が、本報告では「障害女性のアイデンティティ・主体の形成過程」に光を当て、「下位の対抗的な公共圏(Subaltern Counter-public)」(徐阿貴2012)という鍵概念の援用による支援モデルの変容を考察する。

## 2. 研究の視点および方法

DPI女性ネットを当事者コミュニティの「集合行為(コレクティブ・アクション)」と捉えて福祉支援の目標である権利擁護(アドボカシー)のあり方や、方法としてのコミュニティワークの可能性を議論する。当事者コミュニティの「集合行為」論には大別して次の3つの流れがある。①セルフヘルプ・グループ支援や地域での当事者組織化という専門支援論、②住民運動・当事者運動・ボランティア・市民運動などの新しい社会運動論、③新しい本人たちによる当事者研究(ベテルの家や東大先端研など)である。どれも専門支援に一石を投じる当事者コミュニティの主体性と知見を提供する画期的な研究であるが、次なる課題を提起したい。すなわち、共同性優位な運営/運動から選択されるアジェンダは一つに単純化されがちである。その結果、当事者コミュニティ内の「複合差別や交差性差別」の問題は抜け落ちる。障害領域の例では障害種別の利害調整に忙しく、ジェンダー・セクシュアリティ・年齢・人種民族・部落といった社会構造的課題は語られてこなかったのである。本報告では、その複合差別や抑圧の交差点にいる障害女性の当事者コミュニティに光を当てるものである。

研究の方法は文献研究である。J.ハーバーマス(1994)、N.フレイザー(1999)、G.C.スピヴァク(1998)、J.バトラー(2012)の理論から鍵概念の「下位の対抗的な公共圏(Subaltern Counter-public)」を検討する。またDPI女性ネットの活動記録として2報告書(2012、2016)を中心に、関連資料・フィールドノート等を参照する。ちなみに、徐阿貴(2012)は、在日朝鮮人女性を取り上げて主流な社会から排除され周縁化されてきたマイノリティ女性の集合行為を分析しているが、本研究に多くの示唆を与えるものである。

## 3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会「研究倫理指針」に則り、先行研究や概念・用語に関して不適切な取扱いのないように、また事例に関しては個人が特定されないように加工処理の配慮をしている。

## 4. 研究結果

①J.ハーバーマス(1994)の提起した「公共圏(public sphere)」に対するN.フレイザー(1999)の批判的論考では、公共圏すなわち公権力と私的領域の間に生成される第3の市民社会に特有な公論の担い手としての公衆を公共性の主体として民主主義モデルに位置付けるが、その公共圏へのアクセスは実のところ「ブルジョア男性」に代表される「市民」だけに限定されており序列の維持を強制するものと批判したうえで、排除される「他者」によるオルタナティブなコミュニケーション

の場を「下位の対抗的な公共圏(Subaltern Counter-public)」と名付けた。マイノリティ女性の一つである「DPI 女性ネット」の成り立ちが、DPI 日本会議の下部組織である「女性部会」と一線を画して「自律的な運営」を担保している点で、フレイザー・モデルに適合する。

なお、「下位(Subaltern)」という用語については、G.C. スピヴァク (1998) がインドの脱植民地的歴史学のサブアルタン (下層・従属階級) 研究の文脈で、最下層のカーストにいる女性たちは、家父長制によって自身のアイデンティティを奪われ声を聴かれることなく、よって語ることのできない沈黙させられてきた存在として「サブアルタン女性」と表現した。この定義は障害女性を単なる脆弱な要援護者と個別化することを返上する重要な分析概念となる。

②国連の「障害者権利条約」に女性条項が盛り込まれたのは、国際社会において上記のようなジェンダー研究成果としての「複合差別と交差的マイノリティの存在」が可視化されたからである。この経緯は、「女性差別撤廃条約」(1979、日本は1985批准)の第7回8回の政府審査に関するDPI女性ネットのロビー活動(2015-6)から明らかになった。

## 5. 考察

最後に、社会的包摂を目標とする福祉支援における当事者コミュニティの主体形成の課題を、当事者コミュニティを「下位の対抗的な公共圏」と再定義することで福祉支援の変容を考察する。

### ① 権利擁護としてのセルフ・アドボカシー/エンパワメント:

「代理後見」の発想から脱却して「自治的な当事者コミュニティ」における「当事者になる」(J. バトラーのパフォーマティヴ)実践に寄り添いながら、社会的抑圧としての複合差別を当事者と問題共有し「当事者が主権者になる」を支える「社会モデル支援(意思決定支援など)」の開発を促す。

### ② 地域福祉における当事者コミュニティワークの可能性:

地域福祉の実践現場においては集約的なコミュニティワークがその効果測定の困難さから影をひそめ、個別支援を中軸とするコミュニティソーシャルワークが主流となってきた。そもそもコミュニティワークを専門職の援助技術論の体系と限定することに無理がないだろうか。むしろ、当事者コミュニティを中軸に市民や支援者が重層的な社会変革の主体となる福祉の集約的プラクティスとして捉え直してはどうか。

#### 参考文献

1. 徐阿貴 (2012) 『在日朝鮮人女性による「下位の対抗的な公共圏」の形成—大阪の夜間中学を核とした運動』お茶の水書房
2. ユルゲン・ハーバマス著 細谷貞雄・山田正行訳 (1994) 『第2版 公共性の構造転換—市民社会の一カテゴリーについての探究』未来社
3. ナンシー・フレイザー (1999) 「公共圏の再考: 既存の民主主義の批判のために」クレイグ・キャルホーン編 山本啓・新田滋訳 『ハーバマスと公共圏』未来社
4. G.C. スピヴァク著 上村忠男訳 (1998) 『サブアルタンは語ることができるか』みすず書房
5. ジュディス・バトラー著 佐藤嘉幸・清水知子訳 (2012) 『権力の心的な生』月曜社
6. 特別非営利法人 DPI 日本会議 DPI 女性障害者ネットワーク (2012) 『障害のある女性の生活の困難—人生の中で出会う複合的な生きにくさとは—複合差別実態調査報告書』
7. DPI 女性障害者ネットワーク (2016) 『国連女性差別撤廃委員会の第7回・第8回日本政府報告書審査に関するロビー活動 障害女性がジュネーブに飛んだ! 報告書』
8. 加納恵子 (2014a) 「障害女性の複合差別と福祉支援—「当事者になる」実践をめぐる—」大阪市立大学共生社会研究会 『共生社会研究』 No. 9
9. 加納恵子 (2014b) 「「福祉依存」の内実とビクティム・ブレイミング (被害者非難) の予兆—社会貢献事業の障害女性相談事例実態から—」日本生命済生会 『地域福祉研究』 No. 42
10. 加納恵子 (2013) 「障害者差別禁止法に求めるもの～聞こえ始めた「障害女性」の声～」日本障害者リハビリテーション教会 『ノーマライゼーション障害者の福祉 11月号』第32巻11号
11. 右田紀久恵編著 (1993) 『自治型地域福祉の展開』法律文化社